

## 会議概要（平成31年2月25日）

### 案 件 議会報告会について、その他

#### 1 議会報告会の検証について

前回、各会派持ち帰りとなっていた、議会報告会が終了した後の取り組みについて、各委員から意見を聴取。

委員会単位でテーマ型の議会報告会を実施した場合は、委員間で課題を共有し、実施後の取り組みについて協議するため、議会報告会終了後に委員相互で意見交換を行うほうがよい、また、実施後の取り組みについては各委員会の裁量に任せるほうがよいとの共通した意見があった一方、そういった対応を検討するよりも、まずは議会報告会のあり方自体を議論することが必要であるため、このことを改選後に申し送ってはどうかとの意見があった。

これを受け、議会局より、「議会報告会の検証結果について（報告）（案）」を配付し、議事課長より、次の①及び②のとおり、今年度の議会活性化推進委員会からの検討結果を3月20日（水）の議会運営委員会で報告することを説明、確認。

- ① 来年度の議会活性化推進委員会に対し、議会報告会のあり方について根本的に検証されたい旨を申し送ること。なお、委員会単位でテーマ型の議会報告会を実施した場合は、「議会報告会の検証結果について（報告）（案）」に記載のとおり（※）、終了後に委員間で情報共有を図るほか、各委員会の裁量により実施後の取り組みを行うこと。
- ② 議会基本条例を検証し、同条例に災害時の議会対応を追記するほか、災害時の議会対応要領及びマニュアルを策定したこと。

なお、議会運営委員会への報告については、議会局で報告書案を作成し、各委員持ち回りで事前に説明を行い、了承を得ることを確認。

#### ※ 「議会報告会の検証結果について（報告）（案）」に記載の内容

委員会単位でテーマ型の議会報告会を実施した場合の実施後の取り扱い

- (1) 委員会は、委員間で課題を共有し、実施後の取り組みについて協議するため、議会報告会終了後に委員相互で意見交換を行う。
- (2) 委員会は、上記(1)の協議により委員の合意ができた場合は、次のアからウまでに掲げる例に倣い、実施後の取り組みを行うことができる。なお、当該取り組みを実施するかは、各委員会が選択できるものとする。
  - ア 議会報告会で聴取した内容のうち委員会が適当と認めるものについて、委員会としての意見を付し、市長その他の機関に対して政策提言を行う。
  - イ 議会報告会で聴取した内容のうち委員会が適当と認めるものについて、市長その他の機関に情報提供を行う。
  - ウ その他委員会で適当と認める取り扱い
- (3) 委員会は、それぞれの委員会の(2)の取り組みについて、全議員に情報提供を行い、情報の共有を図るものとする。

なお、このほか、各委員から出された意見は次のとおり

- ・ 市等へ政策提言を行った場合は、その後にそれに対する回答をもらうなどして、さらなるフォローアップを行うのがよいのではないか。
- ・ 前回の活性化推進委員会でも提案したが、議会報告会後の委員会で、協議した内容の報告をする場を設けて、委員同士での意見交換、市の見解の聴取などを行い、最終的に委員会でまとまった内容について、本会議の委員長報告の中で報告するような形を取れば、委員会や本会議の会議録に記録として残るほか、議会報告会の相手方が、その傍聴により実施後の取り組みを知ることができてよいのではないか。
- ・ 議会報告会の実施報告書の作成が、担当する委員に任せきりになっていることがあるので、全委員で確認をするようにしてはどうか。また、そうすれば委員間の情報共有にもなるのではないか。
- ・ 実施後の委員間の意見交換は、実施直後よりも、報告書ができた後にそれを参照しながら行う方が、議論がかみ合うことになるため、有意義だと思う。

## 2 その他

なし

以 上